

## インフルエンザワクチンの当法人での取り扱いポリシー（2018/9/10）

1. インフルエンザワクチン接種の適応のある人に広く接種を勧奨します。（個人の免疫を高めるとともに社会全体の免疫力を高めることが流行を抑えるために重要です。）
2. インフルエンザワクチンは発症予防にも、重症化予防にも有効であることが分かっていますが、ワクチンのみでインフルエンザの発症を完全に阻止できる訳ではありません。そのため接種者であっても、手洗い、うがい、体調管理等の感染予防に努めて頂くことを強くお勧めします。
3. 流行時期を念頭にインフルエンザの予防を効果的に行うために、以下の接種時期、間隔を推奨します。
  - ① 成人等 1 回接種の方は、10 月か 11 月での接種をお勧めします。
  - ② 小児等 2 回接種の方は、1 回目を 10 月か 11 月に接種し、2 回目を 1 回目から約 4 週間後の接種をお勧めします。2 回目は 1 回目から、なるべく 2 カ月を超えない時期をお勧めします。
  - ③ ワクチンの不足等で、①や②が適正な時期にかかりつけの医療機関で接種できない場合は、接種できる他の医療機関での接種を優先することをお勧めします。
4. 当法人では、ワクチンの先行割引予約等を行いません。（昨年は医療機関によっては、予約販売されたワクチンが不足し、納入を待つことで適正時期に接種できなかった例が多々ありました。）  
また、小児の 2 回接種のセット割引接種も行いません。昨年のように、ワクチン供給が種々の事情で不足する可能性があるため、このような割引販売が、他の医療機関で適正時期に接種する決断の妨げになると判断されるからです。（上記 3.-③の考え方からです。）
5. 当法人では、以上のように適正時期の接種をお勧めしています。しかし、これに外れる場合でも、適応時期内であれば、接種そのものはワクチンがある限り行います。また、ご家族の方の接種も行っておりますが、ワクチンの供給状況により、子どもの接種を優先する場合があります。また、諸事情によりかかりつけ患者を優先させて頂く場合があります。予めご了承願います。